第5号様式（第3条関係）

カラオケボックス設置計画書

年　　月　　日

北九州市長　様

設置者住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名

電　話　（　　）　　－

北九州市中高層建築物等の建築に関する指導要綱指導要領第3条第3項に基づき、次のとおりカラオケボックス設置計画書を提出します。

施設の名称				
工事施工者の住所・氏名等		［電話］（　　）　　－		
営業者の住所・氏名等		［電話］（　　）　　－		
敷地	所在地			
	所有者	［電話］（　　）　　－		
	用途地域	地域	駐車場	台
構造	建築面積	㎡	延べ面積	㎡
	形態	コンテナ ・ 貸車 ・ プレハブ ・ その他（　　）		
	個室数	室	個室面積	㎡
	個室施設	あ　り（内側 ・ 外側）　・　な　し		
	個室窓	㎡　（ 透明ガラス ・ その他 ）		
		カーテン	あ　り　・　な　し	

営業に関する事項（予定）	営業開始日		平 成　　年　　月　　日
	営業時間		時　　～　　時
	利用料金		1曲当たり　　円　：　時間当たり　　円
	酒類提供		あ り（ 営業時間中いつでも ・　　時まで ）・ な し
	青少年（十八才未満）への対応	入場制限	時まで　・　保護者同伴の場合　　時まで
		その他の制限	・ あ り （内容） ・ な し

参 考　　＜ 福岡県青少年健全育成条例抜粋 ＞　　最終改正 平成18年6月28日

第35条（深夜における興行場等への入場制限）

1　興行者等は、正当な理由がなく、深夜においてその興行又は営業の場所に青少年を入場させてはならない。

2　興業者等は、深夜において興行または営業を行うときは、規則に定めるところにより、入場しようとする者の見やすい場所に見やすい方法で、青少年の深夜における入場を禁ずる旨を掲示しなければならい。

〈福岡県青少年健全育成条例施行規則抜粋〉　　最終改正 平成18年3月31日

第2条（興行者等の指定等）

条例第15条第2号の規定により規則で定める営業は、次に掲げるものとする。

1　－略－

2　－略－

3　個室を設け、当該個室において、客にカラオケ装置（伴奏音楽等に合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。）による伴奏音楽等に合わせて歌唱させるもの。